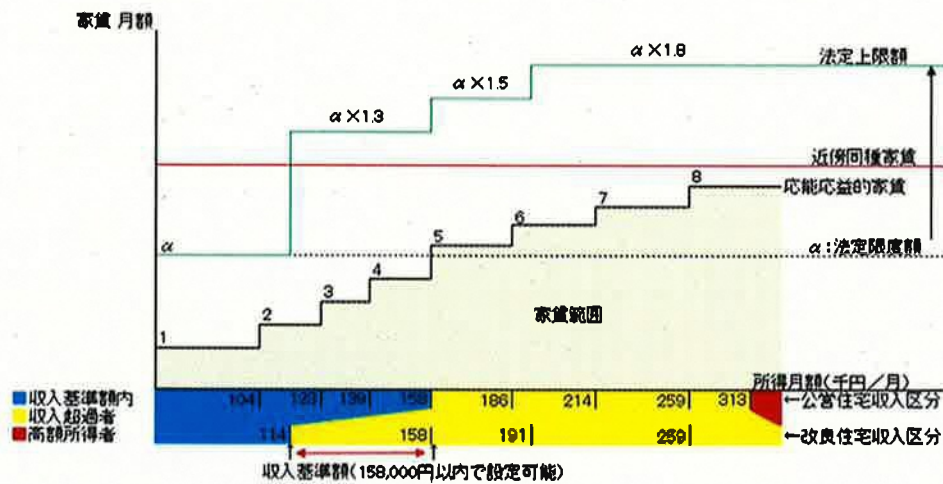


中間まとめ

1. 応能応益的家賃の考え方

(1) 旧公営住宅法第12条および改良住宅等管理要領第4に規定する法定上限額の範囲で、公営住宅法第16条および公営住宅法施行令第2条に基づく算定方法により算定を行う。【第1回審議会資料3参照】

(2) 改良住宅等管理要領第8に基づき、法定上限額については割増賃料の限度額まで引き上げる。ただし、住宅地区改良法第18条または旧小集落地区等改良事業制度要綱第13第1項に規定する入居者については、収入超過者への明渡し努力義務は適用しない。【第2回審議会資料2参照】



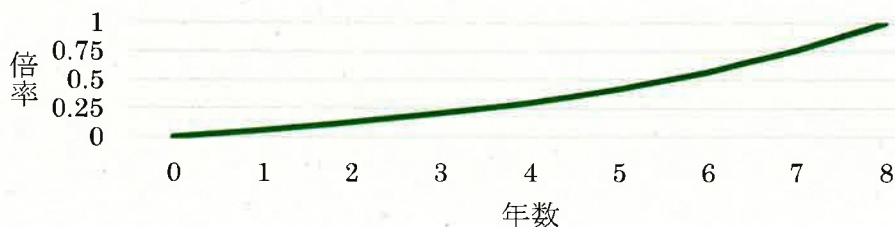
2. 激変緩和措置

(1) 平成10年度に実施した地域改善向け公営住宅への応能応益家賃導入の際と同様に、制度移行に伴う経過措置として、激変緩和期間は7年間とし、激変緩和期間中は下記算定式により家賃を算定する。【第3回審議会資料1参照】

【算定式】家賃額 = 定額家賃 + [(応能応益的家賃 - 定額家賃) × 指定倍率]

経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
指定倍率	0.06	0.13	0.21	0.30	0.42	0.57	0.76	1

家賃上昇イメージ



3. 減免措置

(1) 公営住宅と同様に、草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱に基づく減免措置を講じる。【第3回審議会資料2参照】

(2) 上記減免措置の結果、家賃額が現行家賃額を下回る場合は、現行家賃額を家賃額とする。【第3回審議会資料2参照】